

# 総合的な防衛体制の強化に資する取組について (公共インフラ整備)

- 令和5年12月の**関係閣僚会議（第2回）**において**以下の考え方を確認し、管理者である自治体等との調整を加速化。**
  - ・ 自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを、「特定利用空港・港湾」とする。
  - ・ 「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図る。
  - ・ 年度末を目途に上記を示した「運用・整備方針」を確認する。
- 今般、**5空港及び11港湾（次ページ）**について、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」として、**確認事項（別添1）**を確認するに至ったことから、これらの**空港・港湾を「特定利用空港・港湾」とする。**
- あわせて、これらの「特定利用空港・港湾」に係る「**運用・整備方針**」については、**別添2のとおりとする。**

# 特定利用空港・港湾

